

福祉



長寿を祝う会の中止について

「長寿を祝う会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とさせていただきます。

問合せ 高齢福祉課

☎ 444・3141

FAX 443・3555

金婚夫婦の申込受付のご案内

市ではこのたびめでたく結婚50年を迎えられた夫婦に対し記念品を贈呈し、お祝いします。

対象

昭和46年12月31日以前に婚姻された夫婦（婚姻届以前に事実上婚姻関係にある場合を含む。ただし、以前に金婚の祝いを受けられた夫婦、結婚50年を迎えられてからあま市に転入した夫婦を除く）

住所要件

9月1日(水)現在、市内に住所を有する夫婦

受付期間

7月12日(月)～8月20日(金)

(土・日曜・祝日を除く)

受付場所

・高齢福祉課(甚目寺庁舎)

・七宝・美和市民サービスセンター

申請方法

各受付場所に所定の申請書を用意してあります。必要事項を記入して提出してください。

※本籍が市外の方は婚姻日の確認のため、戸籍謄本(取得から3ヶ月以内のもの)の添付が必要です。

問合せ 高齢福祉課

☎ 444・3141

FAX 443・3555

認知症講演会

～認知症になつても前を向く～

日時 8月13日(金)

午後1時30分～3時

場所 美和文化会館 大ホール

定員 200人程度

講師 認知症当事者 近藤 葉子氏

「とんと」OHANA管理者

認定作業療法士

伊藤 篤史氏

内容 50代前半の頃に若年性認知症

と診断を受けた近藤 葉子さん。現在利用している認知症対応型通所介護「とんと」OHANAの管理者、伊藤 篤史氏との対談形式によりご講演いただきます。講演では当時の立場から、体験談や将来の希望など自らの言葉で語っていただきます。

また伊藤 篤史氏より若年性認知症の方の社会参加についてもお話をいただきます。

費用 無料

申込 8月9日(月)までに高齢福祉課

地域包括支援センター(甚目寺庁舎)へご連絡ください。

問合せ 高齢福祉課地域包括支援センター

☎ 444・3159

FAX 443・3555

手当の所得状況届の提出時期がきました

現在、特別児童扶養手当、愛知県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方は、社会福祉課(甚目寺庁舎)から案内通知を送付しますので、必要書類を添えて提出してください。この届け出がない場合、引き続き手当を受けることができなくなる可能性があります。期限内に必ず手続きをしてください。

提出期間

・愛知県在宅重度障害者手当

7月30日(金)～8月31日(火)

・特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当

当

8月12日(木)～9月13日(月)
※土・日曜・祝日を除きます。

※必要書類は、7月下旬から8月上旬に発送する案内通知でご確認ください。

問合せ 社会福祉課

☎ 444・3135

FAX 443・3555

手当支給日のご案内

8月は、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当・愛知県在宅重度障害者手当の支給月です。

各手当の振込み予定日は次のとおりですので、ご確認ください。

8月10日(火)

・特別障害者手当
・障害児福祉手当
・経過的福祉手当

8月11日(水)

・特別児童扶養手当

8月25日(水)

・愛知県在宅重度障害者手当

問合せ 社会福祉課

☎ 444・3135

FAX 443・3555

災害時に備えてストマ用装具をお預かりしています

災害時に備えて、市役所甚目寺庁舎2階において、ストマ用装具をお預かりしています。

対象 市内に居住する身体障害者手帳をお持ちの方で、ストマ用装具を使用されている方

保管物品 個人が使用する、おおむね10日間分のストマ用装具

保管期間 1年6か月

申込方法 身体障害者手帳、ストマ用装具、各自で用意した保管箱(35cm×25cm×20cm以内の大きさ)を持参し、社会福祉課障害福祉係の窓口までお越しください。

※本人以外の方が窓口に見える際には、代理の方の本人確認できるもの(運転免許証等)とご本人の身体障害者手帳を提示してください。

問合せ先 社会福祉課

☎444・3135
FAX 443・3555

ヘルプマークを配布しています

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方等、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするよう「ヘルプマーク」を作成し、配布しています。



この「ヘルプマーク」はストラップを使用して、靴等に着けることができます。また、付属物としてシールが付いているので、必要な支援をシールに記載し、マークの裏面に貼付することができます。「ヘルプマーク」を身に着けた方を見かけた場合は、電車やバス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等の配慮をお願いします。

配布場所 社会福祉課(甚目寺庁舎)、七宝・美和市民サービスセンター、甚目寺保健センター、美和保健センター、七宝保健センター

配布対象者 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方をはじめ、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方

配布方法 対象者、またはその家族等の代理人からの口頭申請により、お1人につき1個配布します。

※障害者手帳等の提示や申請書の提出は不要です。

問合せ先 社会福祉課

☎444・3135
FAX 443・3555

「あま・勇健の火」採火式を行います

8月より開催される東京パラリンピックでは、各市町村で起こした聖火を開催地に集めることとなっています。あま市で起こす聖火を「あま・勇健の火」と名付け、採火式を執り行います。

日時 8月15日(日) 午後3時～

会場 美和文化会館多目的ホール

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一般の方のご参加はお断りさせていただきます。

※新型コロナウイルスの感染状況等によって、実施を取りやめる場合があります。

問合せ先 社会福祉課

☎444・3135
FAX 443・3555

戸籍・届出

住民票の写し等の第三者交付にかる「本人通知制度のご案内」

市では不正請求や不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的として、本人通知制度を実施しています。

事前登録した方の住民票の写し、戸籍謄本などを本人の代理人や第三者による請求に基づいて交付したとき、事前登録した方へ交付した事実をお知らせする制度です。(国、または地方公共団体の機関を除く)なお、証明書を交付した第三者などの個人に関する情報はお知らせ、証明はされません。

登録窓口 市民課(甚目寺庁舎)、七宝・美和市民サービスセンター

登録できる方

- ・市に住民登録されている方(平成26年6月19日以前に転出された方は登録できません)
- ・市に本籍がある方、または、本籍が過去にあった方

※死亡された方は対象となりません。

登録に必要なもの

登録する本人がお越しになる場合
本人確認書類(自動車運転免許証、

旅券、個人番号カードなどが必要
です。

代理人がお越しになる場合

委任状と代理人本人確認書類、登録希望者の本人確認書類（コピー可）が必要です。

法定代理人がお越しになる場合

戸籍謄本など関係を証明する書類と法定代理人の本人確認書類が必要
です。

問合せ 市民課

☎ 444・3167
FAX 443・3555



環境・衛生



狂犬病予防注射の接種をお願いします

狂犬病予防法により、飼い主は犬に狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。

市では例年、4・5月に集合注射を実施しておりますが、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と、ご来場者のみなさまの健康、安全を第一に考慮して、中止とさせていただきます。参加を予定されていた方々には、多大なるご迷惑をおかけいたしました。

令和3年度の狂犬病予防注射の実施時期については、狂犬病予防法施行規則の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の発生または、まん延の影響によるやむを得ない事情により、期間である令和3年4月1日(木)から令和3年6月30日(水)までに狂犬病予防注射を受けさせることができなかつた飼い主は、令和3年12月31日(金)までに予防注射の接種をした場合、期間内に注射を受けさせたもののみならずことになりました。

この改正は、狂犬病予防注射の接種自体を不要とするものではありません。

せんで、感染の拡大状況を注視しながら、令和3年12月31日(金)までに接種をされるようお願いいたします。

また、動物病院にて、「狂犬病予防注射済票」の交付をされていない場合については、獣医師発行の「狂犬病予防注射済証明書」を環境衛生課(甚目寺庁舎)、七宝・美和市民サービスセンター窓口へ持参して「狂犬病予防注射済票」の交付を受けていただくようお願いいたします。

問合せ 環境衛生課

☎ 444・3132
FAX 443・3555

事業所から出るごみの処分方法

営利、非営利の目的にかかわらず、一般家庭以外の全事業者による事業活動に伴って排出されるごみは、家庭系ごみ収集には出せません。

事業所から出るごみには、以下の2種類があります。

① 産業廃棄物

関係法令規定の20種類があります。
● 販売店舗等、取扱い業者へ処分を「ご相談ください」。

● 県の産業廃棄物収集運搬許可業者へ処分を「ご相談ください」。

② 事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の紙くず、繊維く

ず、木くず、生ごみ(いずれもリサイクルできないごみ)

● 市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者へ処分を「ご相談ください」。

あわせて「参照ください」

- ・ 冊子「令和3年度あま市ごみの分別と出し方のルール」11ページ・収集できないごみ・
- ・ 市公式ウェブサイト(トップページ) ↓ からの情報 ↓ ごみとリサイクル ↓ ごみ ↓ 事業系のごみ等の処分

Web <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/recycle/gomi/1002379.html>

※リサイクルできるごみは、廃棄物再生事業者へ処分を「ご相談ください」。

問合せ 環境衛生課

☎ 444・3132
FAX 443・3555

